「特殊車両通行許可」及び「基準緩和自動車認定」に関する要望書

【補足資料】

【特殊車両通行許可】
要望 1　夜間２１時～６時の通行時間帯条件の緩和・・・・・・・・・・・・・・・・p. 2
要望 2　誘導車配置条件の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 4
要望 3　特殊車両通行許可範囲（寸法・重量・車種）の可能な限りの最大化・・・p. 5
要望 4　新たな特殊車両通行制度の利便性確保・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 6

【基準緩和自動車認定】
要望 6　基準緩和自動車認定手続きの簡素化・短期化・・・・・・・・・・・・・・p. 7

令和３年１２月

公益社団法人 全日本トラック協会

要望 1 夜間21時～６時の通行時間帯条件の緩和①

公益社団法人 全日本トラック協会

例）片道４時間運行の場合

【現状】 夜間21時～6時の通行時間帯条件

⇒通行時間帯の限定により、ドライバー不足の中で輸送需要に対応できない。

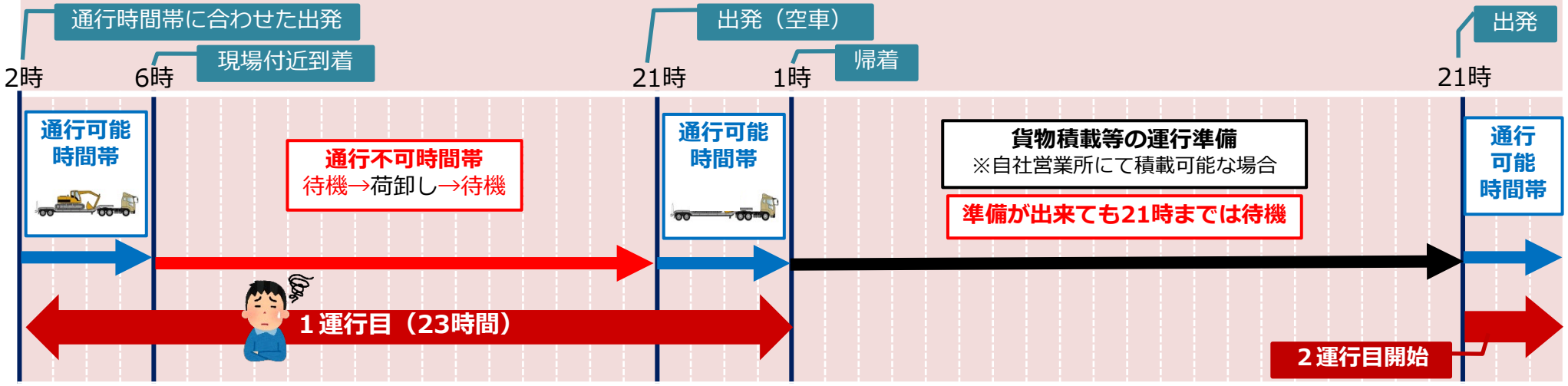

【要望】①通行時間帯の拡大・追加、②幅3.2mまでの車両の目的地近隣場所への昼間運行、③幅3.2mまでの空車車両の24時間運行

⇒輸送回数の増加により輸送効率を上げることで、ドライバー不足の中でも輸送需要に対応する。

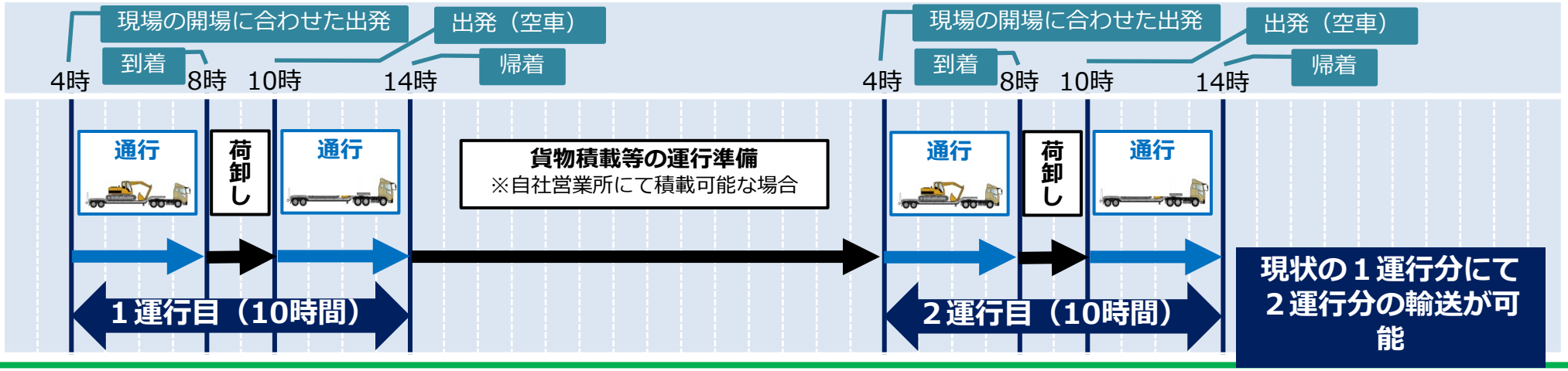

要望 1 夜間21時～６時の通行時間帯条件の緩和②

公益社団法人 全日本トラック協会

【現状】 夜間21時～6時の通行時間帯条件

【業界が抱える課題】

○トラックドライバー不足　※特にトレーラ車両の運転では大型免許だけでなく牽引免許も必要となり、より高度な運転技術が求められる。

○働き方改革への対応

⇒現行の夜間の通行時間帯条件は、待機時間が長く、ドライバーの長時間労働となっており、働き方改革に対応できない。

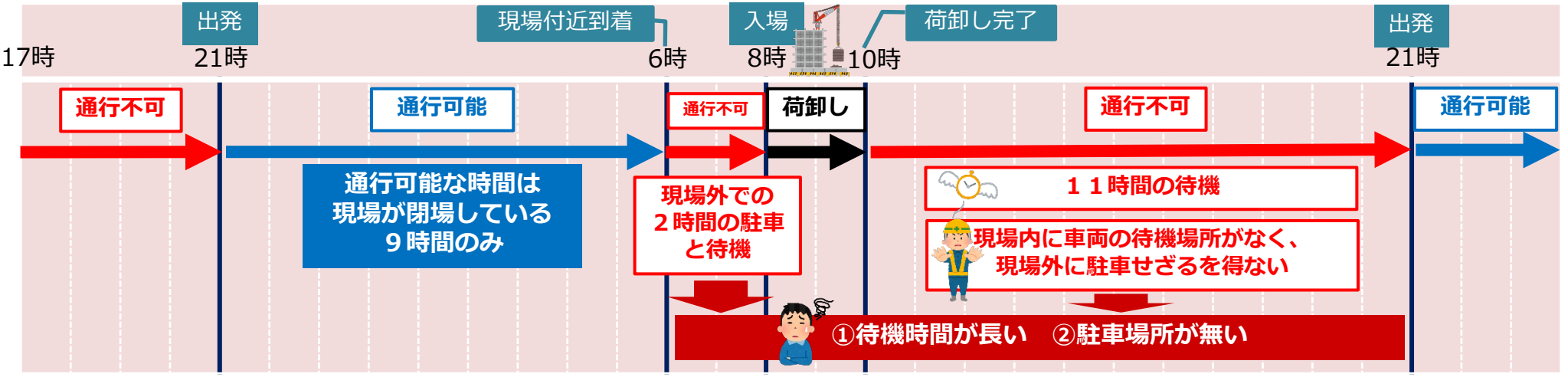

【要望】①通行時間帯の拡大・追加、②幅3.2mまでの車両の目的地近隣場所への昼間運行、③幅3.2mまでの空車車両の24時間運行

⇒待機時間を極力減少させ、ドライバーの長時間労働を解消し、働き方改革に対応する。

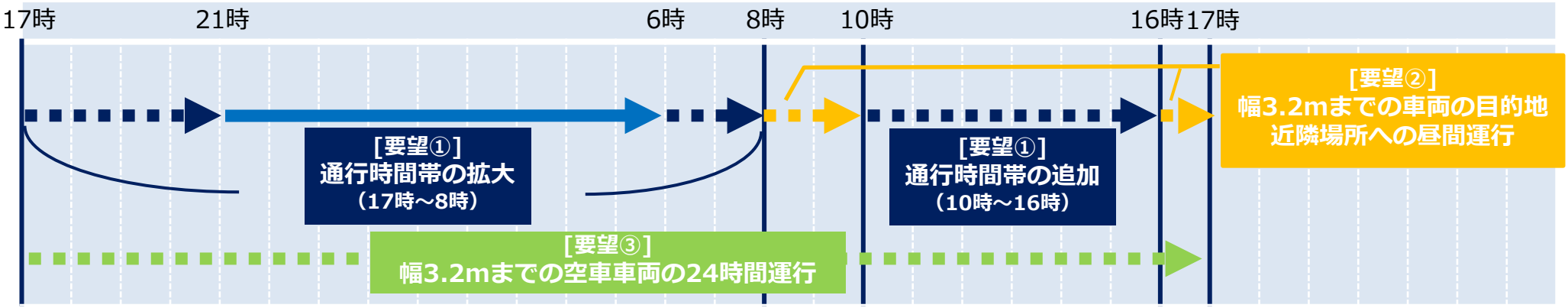

要望 2 誘導車配置条件の見直し

公益社団法人 全日本トラック協会

【現状】 空車の場合でも寸法C条件として誘導車配置条件が付されるが、誘導車ドライバーが人員不足

⇒誘導車を確保できない。

例）片道３時間の運行の場合

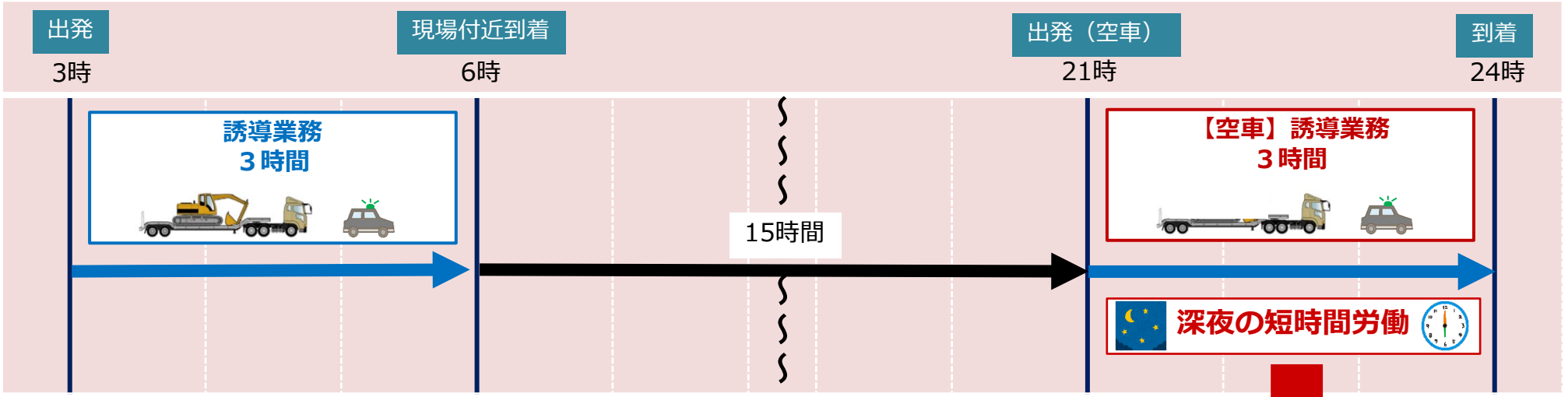

深夜の短時間労働となり誘導車ドライバーが見つからず、誘導車を確保できない

要望 3 特殊車両通行許可範囲（寸法・重量・車種）の可能な限りの最大化

公益社団法人 全日本トラック協会

【現状】特車許可不要区間の対象車種が40ft背高の国際海上コンテナ車に限られている

	特殊車両通行許可不要区間 一般的制限値
総重量	44 t
車　高	4.1m
車　長	16.5m

許可不要区間の制限値以内である
・40ft国際海上コンテナ車
・バン型等セミトレーラ
（特例８車種）　等
⇒ **特殊車両通行許可が必要**

制限値以下の車両が許可不要の対象外となる

【要望】40ft背高の国際海上コンテナ車と同等車両についても特車許可不要区間の対象車種とすること

特車許可不要区間の対象車両の要件

要件①：国際海上コンテナを運搬するものであることを証明する書類の携行

（理由）国際海上コンテナは国際条約により重量が輸出国にて確認されており、重量の担保が取れているため。

⇒新たな特殊車両の通行制度においては、「運送依頼書等による重量確認」を重量の担保としており、特車許可不要区間においても、同様に重量の担保として取り扱うべき。

要件②：ETC2.0車載器の搭載・登録

⇒対応可能。

要望 4 新たな特殊車両通行制度の利便性確保

公益社団法人 全日本トラック協会

【現状】 「道路情報便覧」の収録に時間を要するため、新制度が活用できない

「道路情報便覧」…特殊な車両の通行の審査を行うために必要となる電子化した道路の情報

道路情報便覧 付図

収録道路
⇒ 道路情報がデジタル化されており即日許可

未収録道路、未採択道路
⇒ 道路情報がデジタル化されておらず、人手での審査となり時間を要する
【人手審査の平均日数　約29.8日】 R3.8月時点

【現在の収録スケジュール】

5～6月
収録作業開始

作業回数：年１回
作業期間：約１年

＜令和３年度＞
試行的に９月にも収録され、
年２回作業

翌年４月
収録完了

収録に間に合わない

工事等による新たな経路発生

未採択道路のため従来制度による人手審査
↓
許可までに時間を要する

従来制度での通行

①新制度が活用できない　②従来制度での人手審査となり審査に時間を要す

要望 6 基準緩和自動車認定手続きの簡素化・短期化

公益社団法人 全日本トラック協会

【現状】 審査日数の長期化、膨大な申請手間

⇒ ドライバー不足への対応、働き方改革の実現に向けた大きな足かせ

【要望①】重大事故等を起こしていない事業所に対する有効期間の無期限化

（現行）

条　件		有効期間
通常	新規・継続	２年
Ｇマーク有	初回継続	３年
	2回目以降継続	４年

（要望）

条　件		有効期間
通常	新規・継続	２年
重大事故等無し	**継続**	**無期限**

例）車検の継続検査の受検にて継続の申請とみなすなど。

【要望②】申請書の添付書類の簡素化による負担の軽減（真に必要なものに限定すること）

（負担を伴う提出書類の例）

提出書類	提出時期	状　況
遵守事項の誓約書	新規・継続	道路運送車両法（保安基準）以外の法律に関する判断がされる。
過去６か月間以上の輸送実績	継続	過去６か月間の作業日報やタコチャート等を添付する。

【要望③】認定手続きの短期化

標準処理期間（１ヶ月）の短縮等